第7号議案

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給 条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市福祉事務所設置条例(昭和30年亀岡市条例第6号)及び 亀岡市福祉医療費支給条例(昭和50年亀岡市条例第23号)の一 部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年9月8日提出

亀岡市長 栗山 正隆

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給 条例の一部を改正する条例

(亀岡市福祉事務所設置条例の一部改正)

第3条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(亀岡市福祉医療費支給条例の一部改正)

第2条第1項第5号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第17条」を「第6条第6項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市福祉事務所設置条例及び亀岡市福祉医療費支給 条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。